

令和4年度

涌谷町庁舎等公衆Wi-Fi及び無線LAN環境構築業務委託

仕様書

涌谷町

総務課

1. 事業名

涌谷町庁舎等公衆Wi-Fi及び無線LAN環境構築業務委託

2. 事業概要

本事業はデジタル田園都市国家構想における交付金として実施されるものである。

デジタル実装計画 TYPE I の実施計画に基づき本庁・医療福祉センター等に無線 LAN を基本としたネットワークを構築し、わが国が目指す社会像「Society 5.0」に掲げる新たな価値を生み出すことで解決される社会課題の中でも特に住民サービスの向上に寄与するものとして行われるものである

3. 範囲

本仕様書に基づく契約においては、機器の調達から据付、ネットワーク構築、環境設定、接続試験、運用開始時の運用支援に至るまでのすべての役務に適用される。ただし既存システムの動作確認については対象外とする

4. 納入期限

令和 4 年 12 月 23 日

5. 納入場所

涌谷町役場 遠田郡涌谷町字新町裏 153 番地 2

涌谷町町民医療福祉センター 遠田郡涌谷町涌谷字中江南 278 番地

6. 検収要件

全ての機器設置、構築終了後、ネットワークの通信確認、疎通確認、関連機器等の動作確認及びネットワーク稼働後、一定期間の安定稼働を確認し検収とする

7. 入札額・支払い

入札額は総額（消費税除く）とし上記にはハードウェア、ソフトウェア、ライセンス、保守、構築費用等の全ての金額が含まれるものとする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除いたものとする

8. 機器数量及び仕様

(1) 数量

| | |
|---------------|--------|
| コアスイッチ | 2 台 |
| サーバスイッチ | 2 台 |
| フロアスイッチ | 6 台 |
| エッジスイッチ 8ポート | 12 台以上 |
| エッジスイッチ 16ポート | 1 台以上 |
| 無線アクセスポイント | 27 台以上 |
| ルータ① 外部接続用 | 1 台 |
| ルータ② 拠点接続用 | 2 台 |
| ファイアウォール機器 | 1 台 |
| ネットワークコントローラ | 1 台 |
| 認証アプライアンス | 2 台 |
| 無停電電源装置 | 2 台 |

(2) 仕様

別紙I「機器詳細仕様」によるものとする

9. 設計作業及び導入作業及び保守等

(1) 設計・導入作業

① ネットワーク設計

- ・ コアスイッチ、サーバスイッチ、フロアスイッチ、認証アプライアンスは可用性を考慮し、スタック構成とする
- ・ 無停電電源装置は本町サーバ室に設置するものとし、上記スタック構成の機器が可用性を担保できるよう電源を確保すること
- ・ 既存システムへの影響を考慮し、ネットワークのアドレス体系は既存内容を継続する。ただし新たに住民サービス用のネットワークアドレスを設計すること。なお現在のネットワーク設定情報は受注者にのみ開示するものとする
- ・ 本庁舎電算室に設置予定の新規ルータから住民サービス用ネットワークがインターネットを利用できるように設定を行うこと。ただしインターネットプロバイダ契約等新規回線契約は本町が行うものとする

② ネットワーク機器の設置及び配線

- ・ 配線は原則既存の LAN ケーブルを利用すること。機器の設置場所も原則既存機器の取り付け位置と同じ場所に据え付けるものとする。また PoE スイッチからアクセスポイント間の配線は新規で行うものとし、業務の妨げにならないよう床面及び壁面はモールを使って配線を行うこと
- ・ 新規配線を行う執務室に関しては極力天井裏を配線してアクセスポイントを取り付けるものとするが、対応が難しい場合は担当職員と話し合いの上対応方法を決定すること
- ・ コアスイッチ、サーバスイッチ及びネットワークコントローラ、認証アプライアンスの設置は本

庁舎電算室内にある下記ラックに示す既存ラックに搭載すること

- ・ フロアスイッチは本庁舎 1 階、西庁舎 1 階、北庁舎 1 階の既存ラックにそれぞれ搭載すること
- ・ エッジスイッチは各職員の業務机脇に既存スイッチと入れ替えて取り付けるものとする
- ・ 職員端末も無線環境で利用できることとするが、プリンタ、複合機は引き続き有線での運用となるためケーブルを差し替えて継続利用ができるように作業を行うこと
- ・ 新規回線用ルータはサーバ室を想定しているが回線業者の引き込み場所により変更の可能性があるのでその際は対応すること
- ・ 拠点用ルータは既存 VPN 回線接続用に使用するものとする
- ・ 作業に当たっては職員の執務に極力支障を及ぼさないよう留意すること
- ・ 仕様に無いことでも運用上必要と思われるものは受注者が負担すること

③ 無線環境構築

- ・ 無線アクセスポイントは全て PoE スイッチから給電を行うこと
- ・ 無線アクセスポイントの設置位置に関しては別紙 2. 平面図を参考とすること。原則取り付け位置は天井部分とするが、どうしても天井への取り付けができない場合、担当職員の了承のもと壁への取り付けも可とする。また、住民並びに職員が利用することから、サービス又は業務を遂行する上で問題ない電波環境を担保できる数量で設計を行うこと。取付け位置に関しては本庁担当者に事前に相談し、了承を得た後に取付けを行うこと
- ・ 庁内 LAN への接続端末（職員端末）は認証アプライアンスによる証明書を利用した IEEE802.1x 認証方式とする
- ・ 住民サービス用ネットワークへの接続は PSK 認証方式での運用とする
- ・ 職員端末の無線設定と証明書インストールを行い、庁内ネットワークへの接続を行うこと。また設定内容はマニュアルとして本町に提供すること

(2) 保守

- ① 本調達で導入する機器に障害が発生した場合、オンサイトによる作業費用を行うこと
- ② 保守対応時間は平日 9:00~17:00 までとするが、緊急の場合などはその限りではなく対応を行うこと
- ③ 障害発生後本庁からの連絡を受け 4 時間以内に対応が可能であること
- ④ 対象期間はハードウェアの保守期間と同様とする
- ⑤ 以下については保守対象外とする
 - ・ 移設等保守作業に該当しない作業
 - ・ システムのバージョンアップ作業など
 - ・ UPS バッテリーの交換

8. ドキュメントと納入方法

本事業の成果物として、以下のドキュメントを指定した期限までに納品すること

① 成果物

- ・以下の成果物をマイクロソフト社製の Office ソフトで作成すること
機器設定書、運用手順書

② 様式

- ・紙媒体

A4 版縦(必要に応じて A3 版三つ折も可とする)で任意様式とする。

表紙などをのぞき両面印刷とするが、A3 版については片面印刷とする

- ・電子媒体

③ 納品方法

- ・紙媒体、電子媒体ともに 1 部ずつ用意すること

9. その他

- ① 本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本町と受注者が協議の上定めるものとする